

宮城県農業土木工事共通仕様書

新旧対照表

平成28年10月

宮城県農林水産部

宮城県農業土木工事共通仕様書【改定後】	宮城県農業土木工事共通仕様書【現行】	備考
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 【略】 1-1-2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(13) 【略】 (14)「工事着手」とは、<u>工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</u> (15)～(35) 【略】 1-1-3 ～ 1-1-10 【略】</p> <p>1-1-10-2 監理技術者 工事請負契約書第10条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められたものを選任しなければならない。なお、監理技術者資格証の写しを添付するものとする。 (注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事以外で下請契約の合計が<u>4,000万円</u>以上の工事である。</p> <p>1-1-10-3 ～ 1-1-11 【略】</p> <p>1-1-12 工事着手 受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に工事着手しなければならない。</p> <p>1-1-13 工事の下請負 1. 【略】 2. 受注者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱（<u>平成28年5月31日付け事管第88号土木部長通知</u>）」を遵守すること。</p> <p>1-1-14 ～ 1-1-21 【略】</p> <p>1-1-22 建設副産物 1.～9. 【略】 10. 建設発生土の現場外搬出 <u>(1) 建設発生土の搬出</u> 建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。 <u>なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。</u> <u>(2) 建設発生土現場管理者の選任</u> 受注者は、建設発生土を確実に管理する者として「建設発生土現場管理者」を選任し、施工計画書に記載し監督職員に提出すること。この場合、現場間の距離等を勘案して現場代理人を含めた複数の「建設発生土現場管理者」を選任することができる。 <u>(3) 建設発生土搬出車等管理表の提出</u> 受注者は、当該工事の建設発生土の運搬に使用するダンプトラックについて「ダンプトラック等管理表」を、工事着手前に監督員に提出すること。 また、記載された内容に変更がある場合は再提出すること。 <u>(4) 建設発生土の運搬状況の確認</u> 受注者は搬出を行う日毎に、稼働時刻、ナンバー、運転手等が特定できる「建設発生土搬出量等管理表」を作成し、1週間毎に集計した任意の調書を監督職員に提出すること。 <u>(5) 搬出先土量の確認</u> 受注者は、建設発生土の受入れ地において、搬出先土量を伝票により管理するとともに、搬出先の土砂を集積し、検測・確認して土量を確認すること。 また、受入れ地で集積ができない場合は、「建設発生土現場管理者」を定期的に現場に配置し、伝票により確認するとともに、搬出先土量を監督職員に報告すること。</p> <p>11. 【略】 1-1-23 ～ 1-1-26 【略】</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1 【略】 1-1-2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(13) 【略】 (14)「工事着手」とは、<u>現場事務所等の設置又は測量、詳細設計又は工場製作のいずれかに着手することをいう。</u> (15)～(35) 【略】 1-1-3 ～ 1-1-10 【略】</p> <p>1-1-10-2 監理技術者 工事請負契約書第10条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められたものを選任しなければならない。なお、監理技術者資格証の写しを添付するものとする。 (注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事以外で下請契約の合計が<u>3,000万円</u>以上の工事である。</p> <p>1-1-10-3 ～ 1-1-11 【略】</p> <p>1-1-12 工事の着手 受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に工事に着手しなければならない。</p> <p>1-1-13 工事の下請負 1. 【略】 2. 受注者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱（<u>平成27年3月24日付け事管第436号土木部長通知</u>）」を遵守すること。</p> <p>1-1-14 ～ 1-1-21 【略】</p> <p>1-1-22 建設副産物 1.～9. 【略】 10. 建設発生土の現場外搬出 <u>【新設】</u> <u>(1) 建設発生土現場管理者の選任</u> 受注者は、建設発生土を確実に管理する者として「建設発生土現場管理者」を選任し、施工計画書に記載し監督職員に提出すること。この場合、現場間の距離等を勘案して現場代理人を含めた複数の「建設発生土現場管理者」を選任することができる。 <u>(2) 建設発生土搬出車等管理表の提出</u> 受注者は、当該工事の建設発生土の運搬に使用するダンプトラックについて「ダンプトラック等管理表」を、工事着手前に監督員に提出すること。 また、記載された内容に変更がある場合は再提出すること。 <u>(3) 建設発生土の運搬状況の確認</u> 受注者は搬出を行う日毎に、稼働時刻、ナンバー、運転手等が特定できる「建設発生土搬出量等管理表」を作成し、1週間毎に集計した任意の調書を監督職員に提出すること。 <u>(4) 搬出先土量の確認</u> 受注者は、建設発生土の受入れ地において、搬出先土量を伝票により管理するとともに、搬出先の土砂を集積し、検測・確認して土量を確認すること。 また、受入れ地で集積ができない場合は、「建設発生土現場管理者」を定期的に現場に配置し、伝票により確認するとともに、搬出先土量を監督職員に報告すること。</p> <p>11. 【略】 1-1-23 ～ 1-1-26 【略】</p>	<p>改定内容</p> <p>[H28農林水産省] ・定義の明確化</p> <p>・[県] 法令の改正</p> <p>[H28農林水産省] ・用語の整理</p> <p>[県] 改正年度の更新</p> <p>[H28農林水産省] ・追記</p>

1-1-27 工事完成図

1. ~ 2. 【略】
 3. 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。

1-1-28 工事完成検査

1. 【略】
 2. 発注者は、工事検査に先立って受注者に対して _____ 検査日及び検査員名を通知するものとする。
 3. 【略】
 4. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補の指示を行うことが出来るものとする。
 5. 【略】

1-1-29 ~ 1-1-38 【略】

1-1-39 環境対策

1. ~ 3. 【略】
 4. 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物
 (1) 受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト _____ 等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第6条の規程に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達物品の使用を積極的に推進するものとする。
 (2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。
 (3) 受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

5. ~ 8. 【略】

1-1-40 【略】

1-1-41 交通安全管理

1. ~ 10. 【略】
 11. 受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。
 また、下表に示した都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとする。

路 線	区 間
1 国道4号 (一般県道仙台名取線を含む。)	宮城県の全域
2 国道6号	宮城県の全域
3 国道45号	宮城県の全域
4 国道47号	宮城県の全域
5 国道48号	宮城県の全域
6 国道108号	宮城県の全域
7 国道113号	宮城県の全域
8 国道286号	宮城県の全域
9 国道346号	宮城県の全域

1-1-27 工事完成図

1. ~ 2. 【略】
 【新設】

1-1-28 工事完成検査

1. 【略】
 2. 発注者は、工事検査に先立って受注者に対して 書面をもって 検査日及び検査員名を通知するものとする。
 3. 【略】
 4. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補の指示を行うことが できるものとする。
 5. 【略】

1-1-29 ~ 1-1-38 【略】

1-1-39 環境対策

1. ~ 3. 【略】
 4. 受注者は、資材、工法、建設機械 又は 目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要と強度や耐久性、機能の確保、コスト、公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）」第6条で定めた「環境物品等の調達に関する基本方針」に定め られた 特定調達物品の使用を積極的に推進するものとする。

【新設】

5. ~ 8. 【略】

1-1-40 【略】

1-1-41 交通安全管理

1. ~ 10. 【略】
 11. 受注者は、交通誘導にあたっては警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者あるいは交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証等の写し等確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。
 また、下表に示した都道府県公安委員会が指定した路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導を行う場所毎に一人以上の交通誘導警備業務検定（1級または2級）の合格者を配置するものとする。

路 線	区 間
1 国道4号 (一般県道仙台名取線を含む。 ※)	宮城県の全域
2 国道6号	宮城県の全域
3 国道45号	宮城県の全域
4 国道47号	宮城県の全域
5 国道48号	宮城県の全域
6 国道108号	宮城県の全域
7 国道113号	宮城県の全域
8 国道286号 ※	宮城県の全域
9 国道346号	宮城県の全域

[H28農林水産省]
 ・追記

・一部修正

・表現の修正

[H28農林水産省]
 ・内容の明確化

[県] 不要箇所の削除

10	国道398号	宮城県の全域
11	国道457号	宮城県の全域
12	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県の全域
13	主要地方道仙台松島線	宮城県の全域
14	主要地方道塩釜亘理線	宮城県の全域
15	主要地方道仙台泉線	宮城県の全域
16	主要地方道仙台塩釜線	宮城県の全域
17	主要地方道泉塩釜線	宮城県の全域
18	主要地方道仙台北環状線	宮城県の全域

1-1-42 ~ 1-1-53 【略】

第2章 材料

第1節 通則

2-1-1 適用

【中略】

また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の優先使用について、監督職員と協議するものとする。

2-1-2 ~ 2-1-5 【略】

第2節 ~ 第4節 【略】

第5節 鋼材

2-5-1 【略】

2-5-2 鋼材

鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

1. 【略】

【削除】

2. リベット用鋼材

(1) 【略】

3. 鋼管

(1) ~ (4) 【略】

(5) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管) 記号 S G P

(6) ~ (11) 【略】

4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

(1) ~ (13) 【略】

(14) J D P A G 1042 (N S形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D 1、D 2、D S

(15) J D P A G 1046 (P N形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D 1~D 4

5. ボルト用鋼材

(1) ~ (9) 【略】

2-5-3 溶接材料

溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。

(1) 【略】

(2) J I S Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 E

(3) ~ (8) 【略】

(9) J I S Z 3316 (軟鋼、高引張力鋼及び低温用鋼用ティグ溶接棒)

10	国道398号	宮城県の全域
11	国道457号	宮城県の全域
12	主要地方道塩釜吉岡線	宮城県の全域
13	主要地方道仙台松島線 ※	宮城県の全域
14	主要地方道塩釜亘理線	宮城県の全域
15	主要地方道仙台泉線 ※	宮城県の全域
16	主要地方道仙台塩釜線	宮城県の全域
17	主要地方道泉塩釜線 ※	宮城県の全域
18	主要地方道仙台北環状線 ※	宮城県の全域

ただし、※印の路線は、平成28年1月1日から施行する。

1-1-42 ~ 1-1-53 【略】

第2章 材料

第1節 通則

2-1-1 適用

【中略】

また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に示される環境負荷低減に資する物品等（特定調達品目）として指定されている材料の優先使用について、監督職員と協議するものとする。

2-1-2 ~ 2-1-5 【略】

第2節 ~ 第4節 【略】

第5節 鋼材

2-5-1 【略】

2-5-2 鋼材

鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

1. 【略】

2. 軽量形鋼

(1) J I S G 3350 (一般構造用軽量形鋼) 記号 S S C

3. リベット用鋼材

(1) 【略】

4. 鋼管

(1) ~ (4) 【略】

(5) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管) 記号 S G P

(6) ~ (11) 【略】

5. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

(1) ~ (13) 【略】

【新設】

6. ボルト用鋼材

(1) ~ (9) 【略】

2-5-3 溶接材料

溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。

(1) 【略】

(2) J I S Z 3211 (軟鋼、高張力及び低温用被覆アーク溶接棒) 記号 E

(3) ~ (8) 【略】

(9) J I S Z 3316 (軟鋼及び低合金鋼用ティグ溶接棒)

[H28農林水産省]
・法令の改正に伴う変更

[H28農林水産省]
・J I Sの改正に伴う修正

(10) ~ (14) 【略】

2-5-4 【略】

2-5-5 鋼材二次製品

鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。

1. ~ 5. 【略】

6. バルブ類

(1) 【略】

(2) JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁)

(3) ~ (5) 【略】

7. 【略】

2-5-6 ~ 2-5-7 【略】

第6節 【略】

第7節 プレキャストコンクリート製品

2-7-1 【略】

2-7-2 プレキャストコンクリート製品

1. プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等の品質を有するものとする。

(1) ~ (10) 【略】

【削除】

(11) J I S A 5416 (軽量気泡コンクリートパネル (ALCパネル))

(12) J I S A 5506 (下水道用マンホールふた)

2. ~ 5. 【略】

第8節 【略】

第9節 合成樹脂製品等

2-9-1 一般事項

1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) ~ (7) 【略】

(8) JWWA K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)

(9) JWWA K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)

(10) FRPM K 1111 (強化プラスチック複合管内圧管)

2. 【略】

第10節 ~ 第11節 【略】

第12節 塗料

2-12-1 ~ 2-12-2 【略】

2-12-3 鋼管塗装

鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1. 【略】

2. 継手部

内面 JWWA K 135-2007 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)

外面 WSP 012-2014 (長寿命形水道用ジョイントコート)

JWWA K 153 (水道用ジョイントコート)

2-12-4 【略】

第13節 【略】

第3章 施工共通事項

第1節 【略】

第2節 一般事項

3-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

(1) ~ (36) 【略】

(37) 手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局

(38) ~ (41) 【略】

(42) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働基準局

(43) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために構すべき措置 国土交通省

(44) 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン 国土交通省

(45) 既製コンクリート杭施工管理指針 (一社) 日本建設業連合会

3-2-2 【略】

(10) ~ (14) 【略】

2-5-4 【略】

2-5-5 鋼材二次製品

鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。

1. ~ 5. 【略】

6. バルブ類

(1) 【略】

(2) JWWA B 120 (水道用ソフトシール弁)

(3) ~ (5) 【略】

7. 【略】

2-5-6 ~ 2-5-7 【略】

第6節 【略】

第7節 プレキャストコンクリート製品

2-7-1 【略】

2-7-2 プレキャストコンクリート製品

1. プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等の品質を有するものとする。

(1) ~ (10) 【略】

(11) J I S A 5412 (プレストレストコンクリートダブルTスラブ)

(12) J I S A 5416 (軽量気泡コンクリートパネル (ALCパネル))

(13) J I S A 5506 (下水道用マンホールふた)

2. ~ 5. 【略】

第8節 【略】

第9節 合成樹脂製品等

2-9-1 一般事項

1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

(1) ~ (7) 【略】

(8) JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管)

(9) JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手)

(10) FRPM K 1111及び2111 (強化プラスチック複合管内圧管)

2. 【略】

第10節 ~ 第11節 【略】

第12節 塗料

2-12-1 ~ 2-12-2 【略】

2-12-3 鋼管塗装

鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。

1. 【略】

2. 継手部

内面 JWWA K 135-2007 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)

外面 WSP 012-2010 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)

JWWA K 153 (水道用ジョイントコート)

2-12-4 【略】

第13節 【略】

第3章 施工共通事項

第1節 【略】

第2節 一般事項

3-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

(1) ~ (36) 【略】

(37) 手すり先行工法に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局

(38) ~ (41) 【略】

【新設】

3-2-2 【略】

[H28農林水産省]
・ J I Sの改正に伴う修正[H28農林水産省]
・ 指針等の追加

第3節 土工

3-3-1 ~ 3-3-4 【略】

3-3-5 路床盛土工

- 1. ~ 4. 【略】
- 5. 路床の盛土材料の最大寸法は、10cm程度とするものとする。

6. ~ 10. 【略】

3-3-6 ~ 3-3-8 【略】

第4節 基礎工

3-4-1 一般事項

受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。

(1) ~ (6) 【略】

(7) あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値の測定など）、根固め液及びびくい周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、監督職員の請求があった場合、速やかに提出しなければならない。

なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。

(8) ~ (11) 【略】

3-4-2 ~ 3-4-10 【略】

第5節 ~ 第7節 【略】

第8節 型枠及び支保

3-8-1 【略】

3-8-2 型枠

1. ~ 3. 【略】

4. 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1-1-39 環境対策4.(2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督職員へ提出しなければならない。

なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。

3-8-3 【略】

第9節 【略】

第10節 特殊コンクリート

3-10-1 【略】

3-10-2 寒中コンクリート

1. ~ 3. 【略】

4. 養生

(1) ~ (3) 【略】

(4) 【中略】

表3-10-1 寒中コンクリートの養生期間表 【略】

5. 【略】

3-10-3 ~ 3-10-6 【略】

第11節 【略】

第12節 ~ 第19節 【略】

3-20-1 ~ 3-20-10 【略】

3-20-11 足場工

1. 受注者は、足場の施工に当たり、労働安全衛生規則_____を遵守するとともに、足場の沈下、滑動防止、継手方法とその緊結方法に注意して組立てなければならない。

また、足場から工具、資材などが落下するおそれがある場合、落下物防護を設置するものとする。

2. 【略】

第21節 【略】

第2編 工事別編

第1章 ~ 第6章 【略】

第3節 土工

3-3-1 ~ 3-3-4 【略】

3-3-5 路床盛土工

- 1. ~ 4. 【略】
- 5. 路床の盛土材料の最大寸法は、20cm程度とするものとする。

6. ~ 10. 【略】

3-3-6 ~ 3-3-8 【略】

第4節 基礎工

3-4-1 一般事項

受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。

(1) ~ (6) 【略】

(7) あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、監督職員の請求があった場合、速やかに提出しなければならない。

(8) ~ (11) 【略】

3-4-2 ~ 3-4-10 【略】

第5節 ~ 第7節 【略】

第8節 型枠及び支保

3-8-1 【略】

3-8-2 型枠

1. ~ 3. 【略】

【新設】

3-8-3 【略】

第9節 【略】

第10節 特殊コンクリート

3-10-1 【略】

3-10-2 寒中コンクリート

1. ~ 3. 【略】

4. 養生

(1) ~ (3) 【略】

(4) 【中略】

表3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 （断面の大きさが普通の場合）表 【略】

5. 【略】

3-10-3 ~ 3-10-6 【略】

第11節 【略】

第12節 ~ 第19節 【略】

3-20-1 ~ 3-20-10 【略】

3-20-11 足場工

1. 受注者は、足場の施工に当たり、労働安全衛生規則第655条を遵守するとともに、足場の沈下、滑動防止、継手方法とその緊結方法に注意して組立てなければならない。

また、足場から工具、資材などが落下するおそれがある場合、落下物防護を設置するものとする。

2. 【略】

第21節 【略】

第2編 工事別編

第1章 ~ 第6章 【略】

[H28農林水産省]
・指針との整合性

[H28農林水産省]
・国土交通省との整合

[H28農林水産省]
・法令の改正に伴う変更

[H28農林水産省]
・表現の見直し

[H28農林水産省]
・条項の削除

第7章 管水路工事

第1節 【略】

第2節 一般事項

7-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1) ~ (6) 【略】
- (7) WSP 009-2010 (水管橋外面**防食**基準)
- (8) ~ (26) 【略】

7-2-2 一般事項

1. ~ 2. 【略】

3. 枕木及び梯子胴木基礎工

- (1) 受注者は、枕木基礎の高さを正確に調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触とならないよう施工しなければならない。

(2) 【略】

4. 【略】

第3節 ~ 第5節 【略】

第6節 管体工

7-6-1 ~ 7-6-3 【略】

7-6-4 鋼管布設工

1. 【略】

2. 据付

(1) ~ (2) 【略】

(3) 塗覆装

1) ~ 2) 【略】

- 3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-**2014**プラスチック系を基本とする。
テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102-2009による。

【略】

- 4) 基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-**2014**に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

なお、バルブ、可とう管、継輪についても同様とする。

【略】

3. 【略】

7-6-5 【略】

第7節 ~ 第18節 【略】

第8章 【略】

第10章 フィルダム工事

第1節 ~ 第10節 【略】

第11節 グラウチング工

10-11-1 ~ 10-11-3 【略】

第12節 ~ 第14節 【略】

第11章 コンクリートダム工事

第1節 ~ 第6節 【略】

第7節 グラウチング工

11-7-1 ~ 11-7-3 【略】

第8節 【略】

第12章 PC橋工事

第1節 ~ 第3節 【略】

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 ~ 12-4-7 【略】

12-4-8 現場塗装工

1. ~ 7. 【略】

第7章 管水路工事

第1節 【略】

第2節 一般事項

7-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1) ~ (6) 【略】
- (7) WSP 009-2010 (水管橋外面**塗装**基準)
- (8) ~ (26) 【略】

7-2-2 一般事項

1. ~ 2. 【略】

3. 枕木及び梯子胴木基礎工

- (1) 受注者は、枕木基礎は正確に高さを調整した後、管を布設し、くさびを打込んで管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触とならないよう施工しなければならない。

(2) 【略】

4. 【略】

第3節 ~ 第5節 【略】

第6節 管体工

7-6-1 ~ 7-6-3 【略】

7-6-4 鋼管布設工

1. 【略】

2. 据付

(1) ~ (2) 【略】

(3) 塗覆装

1) ~ 2) 【略】

- 3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-**2010**プラスチック系を基本とする。
テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102-2009による。

【略】

- 4) 基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-**2010**に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

なお、バルブ、可とう管、継輪についても同様とする。

【略】

3. 【略】

7-6-5 【略】

第7節 ~ 第18節 【略】

第8章 【略】

第10章 フィルダム工事

第1節 ~ 第10節 【略】

第11節 **ボーリング**グラウチング工

10-11-1 ~ 10-11-3 【略】

第12節 ~ 第14節 【略】

第11章 コンクリートダム工事

第1節 ~ 第6節 【略】

第7節 **ボーリング**グラウチング工

11-7-1 ~ 11-7-3 【略】

第8節 【略】

第12章 PC橋工事

第1節 ~ 第3節 【略】

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 ~ 12-4-7 【略】

12-4-8 現場塗装工

1. ~ 7. 【略】

[H 2 8 農林水産省]
・ WSP 改正に伴う修正

・ 表現の見直し

[H 2 8 農林水産省]
・ WSP 改正に伴う修正

・ JWWA 改正に伴う修正

[H 2 8 農林水産省]
・ 表現の見直し

[H 2 8 農林水産省]
・ 表現の見直し

8. 受注者は、海上輸送部材、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。
 塩分付着量の測定結果、NaClが50mg/m²以上となった場合は、処置方法について監督職員と協議するものとする。
 9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。

8. 受注者は、海上輸送部材、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。
 塩分付着量の測定結果がNaCl50mg/m²以上となった場合は、処置方法について監督職員と協議するものとする。
 9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。

[H28農林水産省]
 ・表現の見直し

(1) 塗装禁止条件

表12-4-1 塗装禁止条件

塗料の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジंकリッチプライマー	0以下	50以下
無機ジंकリッチペイント	0以下	50以下
有機ジंकリッチペイント	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上
【削除】		
【削除】		
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
【削除】		
【削除】		
【削除】		
【削除】		
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上
【削除】		
【削除】		
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下、20以上	85以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用)	5以下、20以上	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下、20以上	85以上
【削除】		
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下、20以上	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上

(1) 塗布作業時の気温、湿度

表12-4-1 塗装種類毎の気温、湿度の制限

塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジंकリッチプライマー	0以下	50以下
無機ジंकリッチペイント	0以下	〃
有機ジंकリッチペイント	10以下	85以上
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
鉛系さび止めペイント	5以下	〃
フェノール樹脂MIO塗料	5以下	〃
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
エポキシ樹脂プライマー	10以下	〃
エポキシ樹脂MIO塗料*	10以下	〃
エポキシ樹脂塗料下塗* (中塗)*	10以下	〃
変性エポキシ樹脂塗料下塗*	10以下	〃
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	〃
タールエポキシ樹脂塗料	10以下	〃
変性エポキシ樹脂塗料内面用*	10以下	〃
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料*	10以下、30以上	〃
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】

[H28農林水産省]
 ・便覧との整合

ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	8.5以上
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	8.5以上
コンクリート塗装用硬質 ^ホ キシ樹脂塗料中塗	5以下	8.5以上
コンクリート塗装用柔軟形 ^ホ キシ樹脂塗料中塗	5以下	8.5以上
ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	8.5以上
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	8.5以上
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	8.5以上
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	8.5以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	8.5以上
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	8.5以上
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	8.5以上
【削除】		
【削除】		
【削除】		
【削除】		
【削除】		
【削除】		
【削除】		
【削除】		

【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
【新設】	【新設】	【新設】
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	〃
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	〃
シリコンアルキド樹脂塗料中塗	5以下	〃
シリコンアルキド樹脂塗料上塗	5以下	〃
塩化ゴム系塗料中塗	0以下	〃
塩化ゴム系塗料上塗	0以下	〃
ポリウレタン樹脂塗料中塗	5以下	〃
ポリウレタン樹脂塗料上塗	0以下	〃
フッ素樹脂塗料中塗	5以下	〃
フッ素樹脂塗料上塗	0以下	〃

注) *印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする。

(2) ~ (7) 【略】
10. ~16. 【略】
第5節 ~ 第6節 【略】

第13章 【略】

第14章 頭首工工事

第1節 ~ 第8節 【略】

第9節 管理橋上部工

14-9-1 ~ 14-9-2 【略】

14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工

1. 【略】
2. 受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。
(1) ~ (6) 【略】
(7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、JIS B 0205 (一般メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
3. ~6. 【略】

14-9-4 ~ 14-9-12 【略】

第15章 ~ 第20章 【略】

(2) ~ (7) 【略】
10. ~16. 【略】
第5節 ~ 第6節 【略】

第13章 【略】

第14章 頭首工工事

第1節 ~ 第8節 【略】

第9節 管理橋上部工

14-9-1 ~ 14-9-2 【略】

14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工

1. 【略】
2. 受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。
(1) ~ (6) 【略】
(7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、JIS B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。
3. ~6. 【略】

14-9-4 ~ 14-9-12 【略】

第15章 ~ 第20章 【略】

[H28農林水産省]
・表現の見直し